

4th

第4部

資料編

- 策定経過概要
- 策定要綱
- 総合計画策定に係る推進体系
- 企画委員会
- 審議会
- 地区別ヒアリング
- いちき串木野市議会特別委員会

■ 策定経過概要

1. 基本構想策定業務

- 平成 28 年 1 月 28 日 第 1 回企画委員会
総合計画基本構想（案）策定に向けて庁内体制を発足させ、策定業務開始。
- 平成 28 年 3 月 24 日 第 2 回企画委員会
総合計画基本構想（素案）の検討。
- 平成 28 年 4 月～11 月
行財政部会・生活環境部会・保健福祉部会・産業経済部会・社会基盤部会・教育文化部会の 6 部会を設置し、総合計画基本構想（素案）の検討。
- 平成 28 年 5 月 13 日 第 3 回企画委員会
総合計画基本構想（素案）の検討。
- 平成 28 年 6 月 28 日 第 4 回企画委員会
総合計画基本構想（素案）の検討。
- 平成 28 年 7 月 25 日～8 月 17 日 第 5 回企画委員会
総合計画基本構想（素案）の検討。
- 平成 28 年 10 月 7 日 第 6 回企画委員会
総合計画基本構想（素案）の検討。
- 平成 28 年 11 月 7 日～11 月 8 日 第 7 回企画委員会
答申に基づく総合計画基本構想（案）の修正。
- 平成 28 年 11 月 15 日 政策会議
総合計画基本構想（案）の決定。
- 平成 29 年 1 月 30 日～31 日 いちき串木野市議会基本構想審査特別委員会
総合計画基本構想（案）の審査。
- 平成 29 年 2 月 21 日 いちき串木野市議会
総合計画基本構想の議決。

2. いちき串木野市総合計画審議会経過概要

- 平成 28 年 6 月 30 日 第 1 回審議会
委員委嘱、正副会長選出、総合計画の概要・策定の考え方・策定に係るスケジュールの説明。
- 平成 28 年 8 月 4 日 第 2 回審議会
総合計画基本構想（素案）の諮問、総合計画基本構想（素案）の検討。
- 平成 28 年 8 月 18 日 第 3 回審議会
総合計画基本構想（素案）の検討。

- 平成 28 年 8 月 30 日 第 4 回審議会
総合計画基本構想（素案）の検討。
- 平成 28 年 10 月 18 日 第 5 回審議会
総合計画基本構想（素案）、答申書（案）の検討。
- 平成 28 年 10 月 31 日 第 6 回審議会
総合計画基本構想（素案）の答申。

3. 前期基本計画策定業務

- 平成 28 年 1 月 28 日 第 1 回企画委員会
総合計画基本構想（案）策定と併せて、前期基本計画（案）策定業務開始。
- 平成 28 年 4 月～平成 29 年 2 月
行財政部会・生活環境部会・保健福祉部会・産業経済部会・社会基盤部会・教育文化部会の 6 部会を設置し、総合計画基本構想（素案）と併せて、前期基本計画（案）の検討。
- 平成 28 年 7 月 25 日～8 月 17 日 第 5 回企画委員会
前期基本計画（案）の検討。
- 平成 28 年 11 月 7 日～11 月 8 日 第 7 回企画委員会
前期基本計画（案）の検討。
- 平成 28 年 12 月 16 日 第 8 回企画委員会
前期基本計画（案）の検討。
- 平成 29 年 2 月 13 日 第 9 回企画委員会
前期基本計画（案）の検討。
- 平成 29 年 2 月 21 日 政策会議
前期基本計画の決定。

4. 市民参画

- 平成 27 年 6 月 19 日～平成 27 年 7 月 3 日 市民アンケート
16 歳以上の市民 2000 人を対象にアンケート調査の実施、回収率 49.3%
- 平成 28 年 5 月 26 日～6 月 3 日 地区別ヒアリング
市内の 16 地区において、まちづくり協議会役員等を対象にまちづくり計画に関するヒアリングを実施。
- 平成 28 年 9 月 5 日～9 月 30 日 パブリックコメント実施
市広報紙及び市ホームページにおいて、総合計画基本構想（素案）についてパブリックコメントを実施。
- 平成 29 年 1 月 5 日～1 月 31 日 パブリックコメント実施
市広報紙及び市ホームページにおいて、前期基本計画（案）についてパブリックコメントを実施。

■ 策定要綱

いちき串木野市総合計画策定要綱

平成 17 年 10 月 11 日

告示第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、総合計画を策定するについて、必要な事項を定めるものとする。

(計画の構成)

第 2 条 総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画により構成する。

(1)基本構想

市政の最高理念であり、市の望ましい将来の都市像を描き、その発展方向の基本路線を明らかにするもので、いちき串木野市自治基本条例（平成 25 年いちき串木野市条例第 32 号）第 16 条で規定するものをいう。

(2)基本計画

市政の基本的な計画であり、施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。

(3)実施計画

市政の具体的な計画であり、施策実現のための事務及び事業を示すものをいう。

(総合計画審議会への諮問)

第 3 条 市長は、基本構想を策定するに当たっては、あらかじめいちき串木野市附属機関条例（平成 17 年いちき串木野市条例第 15 号）第 3 条に規定するいちき串木野市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第 4 条 市長は、前条に規定する手続を経て、基本構想を策定するときは、議会の議決を経るものとする。

2 前条及び前項の規定は、基本構想の変更について準用する。

(基本計画及び実施計画の策定)

第 5 条 市長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(委任)

第 6 条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

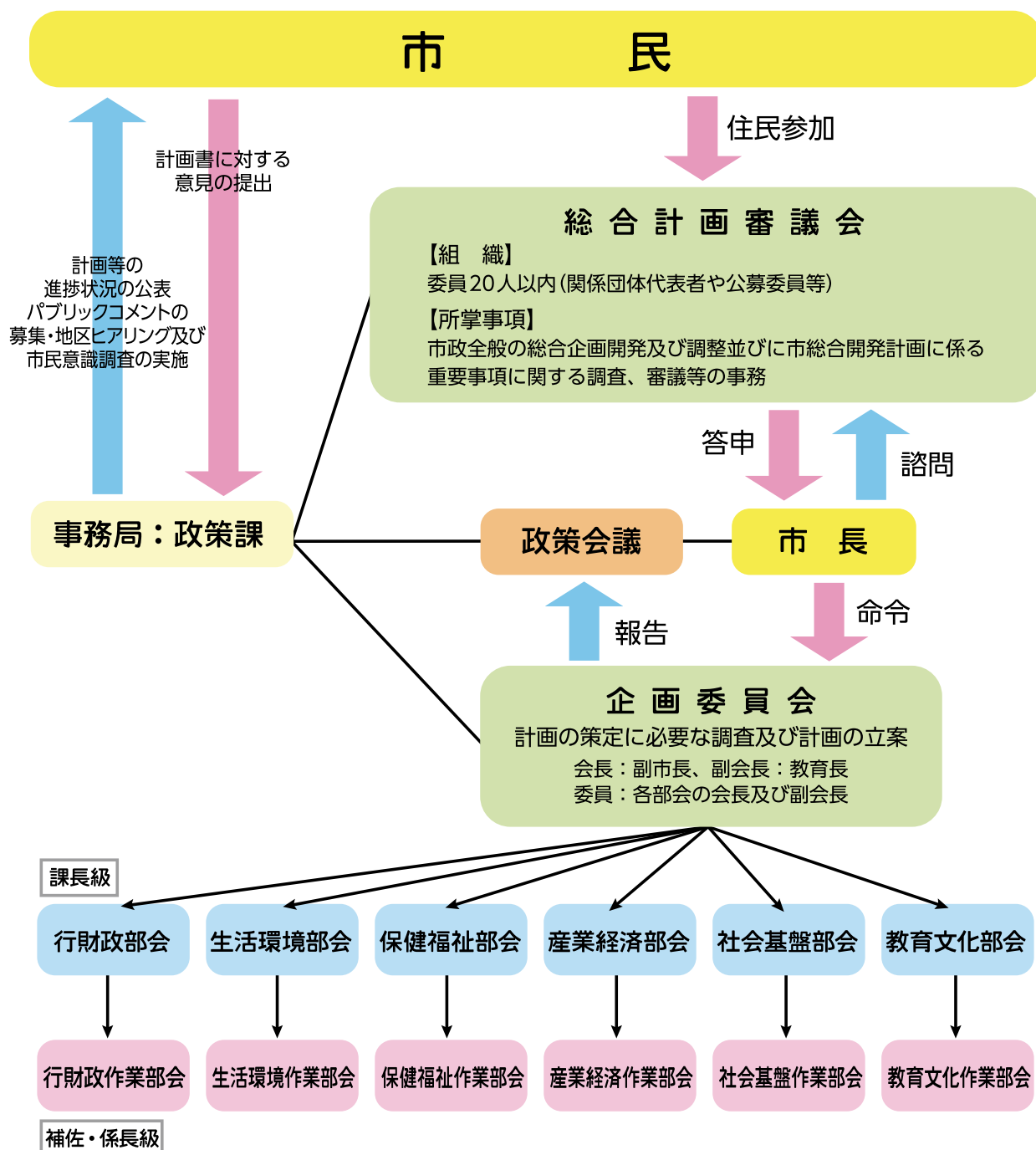
この要綱は、平成 17 年 10 月 11 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 27 日告示第 23 号）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

■ 総合計画策定に係る推進体系

総合計画策定に係る推進体系（概念図）



■ 企画委員会

いちき串木野市総合計画企画委員会規程

平成 17 年 10 月 11 日

訓令第 4 号

(設置)

第 1 条 いちき串木野市総合計画（以下「計画」という。）の策定に資するため、いちき串木野市総合計画企画委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、市長の命を受け、計画の策定について必要な調査及び計画の立案を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、副市長をもって充てる。
- 3 副会長は、教育長をもって充てる。
- 4 委員は、職員のうちから市長が任命する。

(会長等の職務)

第 4 条 会長は、委員会を代表し、審議に当たっては、会議の議長を務め、会務を総理する。

- 2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(招集)

第 5 条 委員会は、会長が招集する。

(部会)

第 6 条 委員会に部会を置く。

- 2 部会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、政策課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この訓令は、平成 17 年 10 月 11 日から施行する。

附 則（平成 18 年 2 月 14 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 18 年 2 月 14 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日訓令第 2 号）

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日訓令第 2 号）

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

■ 企画委員会

いちき串木野市総合計画企画委員会委員名簿

区分	役職名	氏名	区分	役職名	氏名
会長	副市長	中屋謙治			
副会長	教育長	有村孝			
委員	行財政部会長	中尾重美	委員	産業経済部会長	宮口吉次
//	// 副部会長	田中和幸	//	// 副部会長	末吉浩二
//	生活環境部会長	野田義和	//	社会基盤部会長	久徳工
//	// 副部会長	福山修司郎	//	// 副部会長	平石英明
//	保健福祉部会長	所崎重夫	//	教育文化部会長	木下琢治
//	// 副部会長	後潟正実	//	// 副部会長	久木野親志

【企画委員会部会名簿】

区分	役職名	氏名	区分	役職名	氏名
行財政部会	総務課長	中尾重美	産業経済部会	水産商工課長	平川秀孝
	政策課長	満菌健士郎		農政課長	宮口吉次
	財政課長	田中和幸		観光交流課長	末吉浩二
	まちづくり防災課長	瀬川大		農委事務局長	芹ヶ野國男
	税務課長	中村昭一郎		食のまち推進課長	馬場裕之
	会計課長	吉田裕史			
生活環境部会	市民課長	野田義和	社会基盤部会	都市計画課長	久徳工
	生活環境課長	上原昇		土木課長	平石英明
	上下水道課長	福山修司郎		建築参事(兼)工事監査監	火野坂 齊
	消防長	原菌照明		監査事務局長	紙屋直道
	防災対策監	梅北成文			
	衛生処理組合事務局長	田中大作			
保健福祉部会	健康増進課長	所崎重夫	教育文化部会	教委総務課長	木下琢治
	福祉課長	後潟正実		学校教育課長	松山隆志
	議会事務局長	東浩二		社会教育課長	久木野親志
	市来支所長(兼)市民課長 (併)選挙管理委員会事務局長	下迫田久男		市民スポーツ課長	中村安弘
			給食センター所長	北山修	

いちき串木野市総合計画企画委員会所掌事項

部会名	所掌事項
行財政部会	<ul style="list-style-type: none"> ① 行財政に関する事 ② 地域コミュニティに関する事 ③ 圏域コミュニティに関する事 ④ 広報・公聴に関する事 ⑤ 男女共同参画に関する事 ⑥ 国際交流に関する事
生活環境部会	<ul style="list-style-type: none"> ① 環境に関する事 ② ごみ処理に関する事 ③ 水道に関する事 ④ 下水道・生活排水に関する事 ⑤ 住環境に関する事 ⑥ 消防・防災に関する事 ⑦ 火葬場・墓地に関する事 ⑧ 交通安全に関する事 ⑨ 防犯に関する事
保健福祉部会	<ul style="list-style-type: none"> ① 健康づくりに関する事 ② 地域医療に関する事 ③ 子育て支援に関する事 ④ 高齢者福祉に関する事 ⑤ 社会保障に関する事 ⑥ 障害者福祉に関する事 ⑦ 母子・父子福祉に関する事 ⑧ 地域福祉に関する事 ⑨ 生活困窮者支援に関する事
産業経済部会	<ul style="list-style-type: none"> ① 農業に関する事 ② 林業に関する事 ③ 水産業に関する事 ④ 製造業に関する事 ⑤ 企業誘致に関する事 ⑥ 商業・サービス業に関する事 ⑦ 観光に関する事 ⑧ 食のまちづくりに関する事 ⑨ コミュニティビジネスに関する事 ⑩ 港湾機能に関する事 ⑪ エネルギーに関する事 ⑫ 消費生活に関する事
社会基盤部会	<ul style="list-style-type: none"> ① 道路・交通網に関する事 ② 海岸・河川に関する事 ③ 市街地に関する事 ④ 情報基盤に関する事 ⑤ 公園・緑地に関する事 ⑥ 住宅に関する事 ⑦ 都市景観に関する事
教育文化部会	<ul style="list-style-type: none"> ① 学校教育に関する事 ② 生涯学習推進に関する事 ③ 地域文化に関する事 ④ スポーツに関する事 ⑤ 社会教育に関する事

■ 審議会

いちき串木野市附属機関条例

平成 17 年 10 月 11 日

条例第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は他の条例に定めがあるもののほか、市の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市に執行機関の附属機関を置き、その名称及び担任する事務は、別表のとおりとする。

(委任)

第 3 条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関について必要な事項は、その属する執行機関が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 11 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

附属機関の属する 執行機関	名 称	担任する事務
市 長	いちき串木野市総合計画審議会	市政全般の総合企画開発及び調整並びに市総合開発計画に係る重要事項に関する調査、審議等の事務

(以下略)

いちき串木野市総合計画審議会規則

平成 17 年 10 月 11 日

規則第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、いちき串木野市附属機関条例（平成 17 年いちき串木野市条例第 15 号）第 3 条の規定に基づき、いちき串木野市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 市行政委員会の代表
 - (2) 関係団体代表者
 - (3) 学識経験者
 - (4) 公募により選任された者
 - (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

■ 審議会

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、政策課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会議に諮って別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月11日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第2号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第4号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第11号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日規則第3号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月18日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

いちき串木野市総合計画審議会委員名簿

番号	区分	団体名等	氏名
1	1号委員(市行政委員会の代表)	いちき串木野市農業委員会	池之上 國 義
2		いちき串木野市教育委員会	宮之原 加代子
3	2号委員(関係団体代表者)	いちき串木野市まちづくり連絡協議会	平 野 道 幸
4		いちき串木野市地域女性団体連絡協議会	久木野 公 子
5		いちき串木野市社会福祉協議会	溝 添 勇
6		いちき串木野市PTA連絡協議会	中 野 留美子
7		いちき串木野商工会議所	川 崎 弘 一
8		市来町商工会	内 田 王 騎
9		串木野市漁業協同組合	早 崎 達 哉
10		市来町漁業協同組合	内 匠 啓 一
11		さつま日置農業協同組合 串木野支所	赤 岩 喜久生
12		いちき串木野市体育協会	下青木 一 美
13		いちき串木野市文化協会	川 原 純 子
14		NPO法人鹿児島いちき串木野観光物産センター	久木山 美和子
15		串木野青年会議所	梶 要一郎
16		市来まちづくり推進懇話会	大久保 匡 敏
17	4号委員(公募による選任)	公募委員	久木田 富美夫
18		公募委員	東 節 代
19		公募委員	野 崎 珠 美
20	5号委員(市長が必要と認めるもの)	鹿児島地域振興局	前 原 浩 一

(区分ごとに順不同、敬称略)

■ 審議会

諮問書

い申政第 330 号
平成 28 年 8 月 4 日

いちき串木野市総合計画審議会会長 殿

いちき串木野市長 田 畑 誠 一

いちき串木野市第 2 次総合計画基本構想（案）について（諮問）



このことについて、別冊のとおり策定いたしたいので貴審議会の意見を求めます。